シャルル6世治世における ブルボン公ルイ2世の動向

——国王と諸侯との紐帯に関する一考察——

上田耕造

はじめに

1380年，賢王 le Sage と呼ばれたシャルル5世が死去した後，シャルル6世が国王となった。彼は弱冠12歳であったため，血統親王 princes du sang(1)と呼ばれる叔父達が王権を代行するようになる。すると彼らは国政を私物化し，さらにはシャルル5世治世に租税として集めた潤沢な資金に寄生し始める。1388年に国王シャルル6世が成人となると，彼はこれまで国政を牛耳ってきた叔父達を排除し，親政を開始する。しかし，わずか4年後の1392年に国王は精神疾患に見舞われ政務を握れなくなってしまう。すると，シャルル6世の弟であるオルレアン公ルイが後見人になるとともに，排除されていた血統親王らが再び国政の場に姿をあらわし，彼らによる王国での専権が再開する。その後，彼らはそれぞれの政治的な意図から反目しあうようになり，最終的にはオルレアン派とブルゴーニュ派に分かれ内戦を繰り広げるようになる(2)。

以上のように諸侯が国政を左右するシャルル6世治世は，一般的に王権の発展が阻害された時代とされてきた(3)。だが，近年では，このような評価に再検討が加えられている。その過程を中世後期フランスの政治史家であるフランソワーズ・オトラン Françoise Autrand がまとめているので参考にすると，まず彼は，1965年にモーリス・レイ Maurice Rey が，シャルル6世治世の制度面における充実と，行政の有効性を明らかにし，さらに同年，ベルナール・グネ Bernard Guenée が「近代国家の起源」を求める研究を始めるとともに，この治世の再評価が始まったとしている(4)。また彼は再評価の過程において，パリでの人文主義思想の発展や，権力と文化の中心としての宮廷の形成，さらには大シスマによるガリカニスムの萌芽などの側面が注目され，その結果シャルル6世治世は王国の緩やかな成長期として位置づけられるようになったとしている(5)。

このような王国の発展が述べられる一方で，シャルル6世治世は諸侯領が「国家」的な発展を遂げる時代とされている。王国発展史観において，諸侯あるいは諸侯領は，後に王権へ吸収される消極的な存在としてしか扱われてこなかったわけであるが，エドワール・ペロワ Edouard Perroy は，このような見解に新たな視点を加える。彼は，諸侯領は王国と同様の統治機関を有し，王国のミニチュアとして独自の枠組みを保持していたと主張する(6)。そして，この見解を継承したアンドレ・ルゲ André Leguai は，先の独自性を持った諸侯領を「諸侯国家」État princier と定義した(7)。以後，諸侯及び諸侯領は中世後期フランスの国制を読み解く重要な指標とされるようになり，各諸侯領の司法や行政，財政などに注目する制度史や，郷土意識に焦点を当てた社会史

の側面から，「諸侯国家」の独自性を追求する地方史研究が興隆し，またその結果，多中心的な中世後期フランス王国像が描かれるようになる(8)。

以上の研究史上において，「諸侯国家」は王権の対立分子としては扱われていない。ペロワはこの点に関して，諸侯は自らの土地からあがる利益だけでは生計が立たず，王国からの給与と年金に依存する部分が大きいと述べ，王国に対する財政的依存を主張している(9)。またルゲは，諸侯は独立を志向することはなく，王国から最大限の利益を引き出すことを主としていたと述べている(10)。つまり，彼らは王国と「諸侯国家」との共存を示唆しており，また両者の関係を，慣例の封建的紐帯ではなく，国庫への依存，あるいは寄生といった財政的紐帯を中心に語るのである(11)。

そして，上記の「諸侯国家」の例として主に挙げられるのが，ブルゴーニュ公領とブルターニュ公領，そしてブルボン公領である。中でもブルボン公領に関しては，ルゲが1960年代に精力的な研究を行い，現在ではオリヴィエ・マッテオーニ Olivier Mattéoni がさまざまな視点からの考察を行っている。彼らの研究を簡単にまとめると，ルゲはブルボン公領が所領を拡大させ，統治組織を整備し，「ブルボン国家」État Bourbonnais へと成長する過程を，政治史の見解を加えつつ描き出している(12)。また，マッテオーニは制度史の視点から，ブルボン公領の中心都市であり，公の宮廷が存在するムーランに創設された会計検査院 chambres des comptes や公領顧問会議 conseil ducal の構造，さらには地方のシャテルニー châtellenies 内の状況までも明らかにし，また彼はそこで働くオフィシエ officiers の素性をも分析している(13)。

「ブルボン国家」と王国との関係は，ルゲが，ブルボン公領の財政的な基盤の弱さから，王国からの寄付金が必要不可欠であった(14)と述べているように，先述の王国に対する財政的な寄生，あるいは依存が強調される。しかし，財政的紐帯はルゲ自身が，あくまで仮説であり詳細な研究によって確かめる必要があるとしているように(15)，シャルル6世治世における王国の収支の額と，「ブルボン国家」内におけるそれとを明確に計算し，比較したうえで出された結論ではない。しかし，「ブルボン国家」と王国とのつながりは，この曖昧な財政的な紐帯に落ち着いた観があり，その他の紐帯に注目した研究は管見において見当たらない。ゆえに，この点に関しては未だ考察の余地が残されているといえるであろう。

そこで，本稿では両枠組みの繋がりを考察する視点の一つとして，シャルル6世治世における王国の人事に注目する。アラン・デュミュルジェ Alain Demurger によると，この治世において王国の人事権は国政を掌握する血統親王らが握っており，また王国の地方役人であるバイイ・セネシャル職では，オルレアン派，ブルゴーニュ派のパリにおける権勢に応じて人員が入れ替えられる，猟官制 spoils system が行われていたことを示唆している(16)。このような状況下で，当然国政にたずさわるルイ2世も王国人事への介入とともに，所領周辺のバイイ・セネシャル職には自らの家臣を配属するなど，彼独自の派閥を作っていた。つまり，王国での人事権を握るルイ2世は，王国と「ブルボン国家」を繋ぐパイプとしての役割をはたしており，そこにはパイプを通じて「ブルボン国家」から王国へと向かう人の流れが生じていた。つまり，パイプ役であるルイ2世の立場を明らかにし，王国の人事におけるルイ2世の意図を探ることによって，国王とルイ

2世との紐帯，さらには国王と「ブルボン国家」との繋がりに関する一側面を捉えることができるであろう。

以下ではまず，「ブルボン国家」における人事から「ブルボン国家」内部にいる人々の動向をおさえ，さらにそこにおけるルイ2世の位置づけを行う。次に，「ブルボン国家」から王国へ移動する人の流れに注目し，そこにおけるルイ2世の位置づけと王国人事に対する彼の意図を探っていく。

第一章 「ブルボン国家」内における人事

ルイ2世は，婚姻政策によって1374年にフォレ伯領を併合し，1400年にはボジョレー伯領とシャトー＝シノン城主支配圏を併合する。さらに彼は同年に，オーヴェルニュ公領の継承権を獲得することによって，「ブルボン国家」としての枠組みを徐々に作り上げていく(17)。その過程で「ブルボン国家」内部では，統治組織の整備が進められる。例えば，司法に関してブルボン公は，まず1327年に“フランス同輩”pairs de France(18)の地位を獲得し，さらに1344年には上訴法廷 cour d'appel として全国法廷 jour général を創設している。これによってブルボン公領内には城主裁判から，バイイ・セネシャル裁判，さらには全国法廷へと移行する上訴の流れが作られ，多くの訴訟は「ブルボン国家」内で解決された。また，1374年にはムーランに，財務の管理や監視，会計監査などの財務全般と，文書の保存を扱う会計検査院が創設されている(19)。さらに「ブルボン国家」内の行政は，ルイ2世とその顧問官で構成される公領顧問会議 conseil ducal で行われ，ブルボネ・バイイ bailli de Bourbonnais が顧問会議における決定事項の実行にあたっていた(20)。一方，「ブルボン国家」内における地方の管理と統括の役割は，公領内部に多く散在するシャテルニーの城主 les capitaines-châtelains によって担われていた(21)。

このようにして専門機関の創設とともに統治組織が整えられることで，そこで雇われるものたちは，「ブルボン国家」を運営する歯車となり，どのような人物を，どこのポストに配属させるかを決める人事は，「ブルボン国家」にとって非常に重要なポイントとなる。そこで，まずはマッテオーニの研究を参考に，「ブルボン国家」内における人事の特徴を見ておく。

最初に人事のシステムについて確認しておくと，まず任命権であるが，基本的に「ブルボン国家」内の全官職における任命権は，公であるルイ2世が掌握している。公が不在の場合は，公の総代行官が任命権を代行するのであるが，その際においても，公が帰還した後の批准が必要であった。そして，任命されたものは公に対して，任務の遂行と忠誠を誓う宣誓を行わなければならない(22)。

オフィシエの選出は，公と彼の顧問官らが中心となって行った。選考に際して，マッテオーニは求められる三つの資質があるとしている。一つ目が知識と判断力 sens であり，二つ目が勤勉さと専心 diligence であり，三つ目が忠誠と騎士的精神 loyauté である(23)。

次に，マッテオーニには上のシステム内で選出されたオフィシエの素性を分析し，いくつかの傾向を見出しているので，それを見ておく。まず，彼らの出身地域の分析を見てみると，顧問官

や会計員などの中央官職においては，ブルボネ公領，フォレ公領，ボジョレー公領と「ブルボン国家」内出身者を中心に，ブルボン公領南部に位置し，後にブルボン公領内へ統合されるオーヴェルニュ公領，さらに公領北部に位置するニヴェルネ伯領といった周辺の領邦から，パリ，あるいはブルゴーニュ公領などといった王国全体に及び，広く人材が求められている。一方，城主やシャテルニー内の官職については，中央から派遣されることは少なく，在地のものが就任することが多い。つまり，城主支配圏内に属する収入役 receveurs や役士 sergents などの役人は，城主が選出し，ルイ2世がそれを承認，任命するという形がとられていた(24)。

さらに，オフィシエの出身身分の分析を見てみると，尚書長 chanceliers や尚璽官 gardes des sceaux，顧問官 conseillers などの行政職，それとバイイや城主などの軍務を主とする官職に関しては貴族出身のものが多い。一方，会計検査院のメンバーなどの財務に関する官職，さらに弁護士 avocats や検事 procureurs などの司法に関する官職，これらの官職は専門知識を必要とすることから，非貴族層が多く就任する傾向がある(25)。

一方，数々の官職の中で特に，ルイ2世の忠臣が就任するとされる顧問官の人事においては，ブルボン公領の南部に位置するオーヴェルニュ公領への支配圏拡大という彼の政治的な意図を読み取ることができる。元来，オーヴェルニュ公領は，アパナージュ apanage(26)として国王からベリー公に与えられた封土であった。その規定では男系家系の継承者が不在の場合，封土は王国に返還されるとされていた(27)。そこで，ルイ2世はまずベリー公ジャンの娘マリー・ド・ベリー Marie de Berry と，息子のクレルモン伯ジャン Jean de Clermont を結婚させる。次に，ルイ2世は家産領である自らの所領を，男系継承者の断絶後に王国へ返還するという交換条件をもとに，オーヴェルニュ公領は，ベリー公の娘マリーと夫のジャンに残されるとするアパナージュ規定の変更を獲得する(28)。この変更によって，オーヴェルニュ公領の継承権をルイ2世は得たのである。継承権の獲得にともない，彼は併合後の支配をスムーズにするため，前もってオーヴェルニュ公領，あるいはブルボン公領との境界線にいる領主とコンタクトをとり，支持を獲得しておこうとする。その一手段として顧問官職が利用され，ルイ・ド・モンタギュ Louis de Montaigut やギョーム・ド・フォレ Guillaume de Forêt などのオーヴェルニュの有力領主をルイ2世は積極的に，この職へ取り込んでいったのである(29)。

以上のマッテオーニの研究からいえることは，まず「ブルボン国家」内の人事には，ルイ2世の裁量と恣意的な判断による部分が大きい点である。このことは，ルイ2世による任命権の掌握と，選考基準に忠誠という要素が重視されていることからも見てとれる(30)。

さらに，「ブルボン国家」内における人事とその特性からいえることは，ルイ2世を中心とした上からのベクトルによる，積極的な「ブルボン国家」形成の動きであろう。中央官職において，広く人材が求められている点や，財政や司法の専門職に関しては能力に応じた人事が行われている点，さらには政治的な意図の絡んだ顧問官職の利用はこの動きを良く表している。そこからルイ2世は「ブルボン国家」形成の主導者であり，内改革者としての立場にあるといえる。

しかし，人事にはもう一つ別のベクトルを考える必要があるだろう。それは官職を求めた「ブルボン国家」内にいる貴族や非貴族側からの動きである。マッテオーニの研究によると，この官

職の取得には，直接的，あるいは間接的に様々な利点があるとしている。まず，直接的なものとしては，当然，官職に就いた者には給与として金銭が与えられる。さらには，年金といった形で特別手当が与えられることもあれば，封土や免税などを含めた様々な特権が与えられることもある。そして，これらの利益をもとに，所領を拡大させるものもいれば，地主化するものもいた。また官職取得は非貴族にとっては社会的地位の上昇でもあり，貴族に列せられる可能性を含んでいた(31)。

これらの利点を考慮すると，「ブルボン国家」内の人々にとって官職は，生活の安定，あるいは地位の向上をもたらす魅力的なものであり，そこから官職取得に向かう下からのベクトルが働いていたと考えられる。つまり，「ブルボン国家」内の人事は，広く人材を求める一方で，貴族・非貴族側の官職取得に向かうベクトルによって作られた，一定の枠組みから人材を選出していたと考えられるであろう。

では次に，この点を「ブルボン国家」内における貴族の動向から検討し，彼らの視点からルイ2世の立場を考察する。

第二章 「ブルボン国家」内貴族の動向

王国全体において，中世後期の貴族層は変革の時期にあった。その一つとして旧貴族家門の減少があげられる。中世後期フランス貴族史の権威であるフィリップ・コンタミンヌ Philippe Contamine によると，「ブルボン国家」を形成する領邦の一つであるフォレ伯領を例としてとりあげ，1300年から1400年までの間で，149あった貴族家門の内80が消滅し，さらに1400年から1500年の間においては，残りの69のうち38が消滅するとしている。その理由として彼は，まず戦争での死亡などの生態学的な理由と，不安定な収入に対する浪費の結果，封土を質に入れたり，売却したりするという経済的な理由をあげている(32)。

その一方で，新興の貴族，すなわち叙任による貴族 l'anoblissement par lettres や，官職による貴族 l'anoblissement par l'office の台頭が目立つ。コンタミンヌによると，シャルル5世治世には323枚，シャルル6世治世には527枚の騎士叙任状が出され，ブルジョワなどの非貴族が新しく貴族となっている。また，法の専門家であるレジスト regist も官職の取得とともに貴族に列せられている(33)。

このような新興貴族の台頭は，統治機関の専門分化により専門知識を持ったものが重宝された結果であった。そして，この傾向は「ブルボン国家」内部においても顕著に見られる。例えばマッテオーニは，貴族層出身者が8割を占めていた顧問官職において，1390年から1410年の間には行政や財政，あるいは法学の能力を持ったブルジョワや法学者，学位取得者などの非貴族層が多く選出されるようになり，貴族層は全体のおよそ半分に減少してしまうと述べている(34)。

以上のような，生活面における貧窮と，社会面における役割の低下によって衰退傾向にある「ブルボン国家」内の旧貴族らが，それを補うために起こす行動とはどのようなものであろうか。その一つとして考えられるのが軍事遠征への参加である。14世紀後半はフランス王国各地

において，イングランド軍との戦闘が続く世の中であった。そして，ルイ2世の動向を詳細に記した『ブルボン公ルイ2世年代記』によると，彼は生涯を通して，北のフランドルから南のギュイエンヌまでフランス王国各地の戦闘に参加しており，さらには神聖ローマ帝国の地や，スペイン，アフリカまで軍事遠征を行っている(35)。すなわち，軍事面においては，彼らの活躍する場所がまだ多く残されていたといえる。

さらに先の年代記には，各軍事遠征に参加した人物名が記されており，合計97名もの参加者を数え上げることができる。そして，この97名をマッテオーニが数え上げた，ルイ2世治世における92名の顧問官と照らし合わせてみると，31名が軍事遠征の参加者であることが分かる(36)。そして，この31名の出身地，身分・役職，軍事歴，さらに顧問官就任年を併せたものが表1である。

この表を見てみると，1374年，すなわちムーランに会計検査院が創設され，さらにフォレ伯領が併合されることによって，「ブルボン国家」への成長が始まるこの年を境として，以前と以後の二つのグループに分けることができる。まず1374年以前のグループに注目してみると，15名が1366年前後に顧問官へ就任していることがわかる。そして，彼らの出身地と，身分に注目してみると，ほとんどのものがブルボン公領出身であり，また貴族身分である。この傾向は，1366年前後におけるブルボン公領の状態を表している。

1366年以前，ブルボン公領は，内部に多くの有力貴族が独自の支配圏を保持する，いわば分散的な形態であった。さらに，1360年イングランド軍との戦闘に敗れたルイ2世が6年間敵軍の捕虜となると，公領内の多くの土地がイングランド軍に奪われてしまう。しかし，1366年，ルイ2世が身代金の支払と引き換えに開放され公領に戻ると，公領内にいるイングランド軍を駆逐し，領地を奪還しようとする(37)。そこで必要だったのが，ブルボン公領内にいる有力貴族との協力であった。つまり，この年の前後にブルボン公領出身者で貴族身分のものが顧問官に多いのは，ルイ2世が彼らと提携するために顧問官職を利用したからである。

次に1374年以降のグループに注目すると，16名の顧問官就任者の内，15名が軍事遠征の参加後に顧問官に就任している。さらにこの時期になると，貴族だけでなく身分の低いものが軍事遠征の経験を経て，顧問官に就任するケースも見られるようになる。例えば，タション・ド・グレネ Tachon de Gléné は，平騎士 écuyer 身分から顧問官へと昇進した人物である。彼は，1382年フランドル地方における都市の反乱を鎮圧するために行われた，ローズベクの戦いで初めて軍事遠征に同行し，その後，ブルボネ・バイイの職に就くことになる(38)。この職は，先述のように顧問会議における決定事項を実行する役割だけではなく，軍事的には元帥 maréchal の役割も兼ねていた(39)。ゆえに，彼はここでひとつの昇進を果たしたといえる。さらに，1385年には，ギュイエンヌ地方への遠征に参加する。この軍事遠征は，ルイ2世が，イングランド軍の討伐を主な役割とする国王総代行官 lieutenant de général du roi に任命されて行ったものであった。ルイ2世はポワトゥーから，タイユブール，ブール＝シャラン，ファー，モンレアン，ベルトゥイユへと軍を進め，各都市を攻囲し，解放していく。その中でもタションは，ギュイエンヌ遠征の要所であるタイユブール，ベルトゥイユ攻囲戦に参加している(40)。そして，以上の軍事遠征を経験

表1　ブルボン公領内貴族の経歴

	顧問官	出身地域	身分・役職	1357	1362	1363	1366	1367	1368	1370	1374	1375	1376	1382	1384	1385	1386	1387	1390	1395	1396	1400	1406	1409
1	Girard de Bourbon	Bourbonnais	chevalier	顧問官就任（～1379）									第一回スペイン遠征											
2	Lordin de Saligny	Bourbonnais	chevalier		顧問官就任		黄金の盾騎士団	ブルボン公領解放軍																
3	Guichard Dauphian	Bourbonnais	chevalier		顧問官就任（～1378）		黄金の盾騎士団	ブルボン公領解放軍		ベルベルシェ解放			第一回スペイン遠征	ローズベクの戦い	イングランド上陸作戦				アフリカ遠征					
4	Goussaut de Thoury	Bourbonnais	chevalier		顧問官就任（～1371）			ブルボン公領解放軍																
5	Philippe Chopart	不明	不明		顧問官就任							オーヴェルニュ遠征		ローズベクの戦い		ギュイエンヌ遠征								
6	Regnaud de Bressolles	Bourbonnais	chevalier		顧問官就任														アフリカ遠征					
7	Guillaume Damas	Bourbonnais	sire		顧問官就任			ブルボン公領解放軍																
8	comte de Marche	Marche	comte		顧問官就任								第一回スペイン遠征											
9	Jean de bâtard Bourbon	Bourbonnais	sire			顧問官就任（～1376）		ブルボン公領解放軍																
10	Jean de Demoret	不明	chevalier			顧問官就任（～1373）		ブルボン公領解放軍																
11	Henri Ayclin de Montaigut	Bourbonnais	chevalier				黄金の盾騎士団	ブルボン公領解放軍，顧問官就任			シャンパーニュ遠征													
12	Hugues de Châtelus	Bourbonnais	sire				黄金の盾騎士団	顧問官就任							イングランド上陸作戦				アフリカ遠征					
13	Jean de Griffier	Bourbonnais	sire				黄金の盾騎士団	顧問官就任																
14	Bertrand de La Tour	不明	chevalier						顧問官就任（～1376）						イングランド上陸作戦				アフリカ遠征					
15	Guillaume de Chalançon	不明	不明						顧問官就任（～1371）		サヴォワ遠征													
16	Charles de Hangest	不明	不明														顧問官就任		アフリカ遠征					
17	Regnaud de Roye	不明	・chambellan ・chevalier													ギュイエンヌ遠征	顧問官就任							
18	Guillaume de la Motte	不明	不明				黄金の盾騎士団											顧問官就任						
19	Jean de Châteaumorand	Bourbonnais	écuyer→chevalier				黄金の盾騎士団	ブルボン公領解放軍		リムーザン，ポワトゥー遠征	シャンパーニュ遠征，サヴォワ遠征	オーヴェルニュ遠征	第一回スペイン遠征	ローズベクの戦い	イングランド上陸作戦	ギュイエンヌ遠征	第二回スペイン遠征		アフリカ遠征	顧問官就任（～1410）				
20	Blain Loup	不明	・maréchal ・bailli de Bourbonnais											ローズベクの戦い	イングランド上陸作戦	ギュイエンヌ遠征			アフリカ遠征		顧問官就任（～1409）			
21	Guillaume de Montrevel	Auvergne	sire									オーヴェルニュ遠征									顧問官就任（～1408）			
22	Tachon de Gléné	不明	・bailli de Bourbonnaisé ・écuyer→chevalier											ローズベクの戦い		ギュイエンヌ遠征					顧問官就任			
23	sire de Chazeuil	Bougogne	sire														第二回スペイン遠征				顧問官就任			
24	Le Borgne de Veauce	Bourbonnais	chevalier				黄金の盾騎士団				シャンパーニュ遠征	オーヴェルニュ遠征				ギュイエンヌ遠征	第二回スペイン遠征				顧問官就任			
25	Philibert de l'Espinasse	Auvergne	sire																アフリカ遠征			顧問官就任（～1409）		
26	Robert de Chalus	不明	chevalier											ローズベクの戦い		ギュイエンヌ遠征						顧問官就任		
27	Guillaume de la Forêt	Auvergne	chevalier													ギュイエンヌ遠征	第二回スペイン遠征					顧問官就任（～1410）		
28	Jean de Bonnebaut	Auvergne	chevalier								サヴォワ遠征	オーヴェルニュ遠征			イングランド上陸作戦								顧問官就任	
29	Robert de Vendat	不明	écuyer→chevalier									オーヴェルニュ遠征		ローズベクの戦い	イングランド上陸作戦	ギュイエンヌ遠征			アフリカ遠征				顧問官就任	
30	Gauvain Michaille	不明	écuyer→chevalier									オーヴェルニュ遠征		ローズベクの戦い	イングランド上陸作戦	ギュイエンヌ遠征			アフリカ遠征				顧問官就任	
31	Jean de Saint-Priest	不明	chevalier								サヴォワ遠征			ローズベクの戦い	イングランド上陸作戦				アフリカ遠征					顧問官就任

Mattéoni, Olivier,《Entre fidélité et competence.Les conseillers du duc Louis II de Bourbon（1356–1410）》, R. Stein ed., Powerbrokers in the late middle ages, Les courtiers du pouvoir au bas moyen-âge, Turnhout, 2001, pp. 177–198,
A.-M. Chazaud, La chronique du bon duc Loys de Bourbon, Paris, 1876, M. Huillard-Bréholles, Titres de la maison ducal de la Bourbon, t. I, II, Paris, 1867–1882 より発表者作成

した後の1396年に，彼は顧問官職への昇進を果たすのである(41)。

ゴヴァン・ミシェル Gauvain Michaille もまた，グルネと同じ平騎士の身分から顧問官に昇進した人物である。彼がルイ2世の軍事遠征に初めて同行したのは，1375年のオーヴェルニュ遠征である。この遠征は，ポワティエでの敗戦後，イングランド軍に占拠されていたオーヴェルニュ地方の諸都市を奪回するために，シャルル5世の命令のもとベリー公ジャンとともに行ったものであった。その中でゴヴァンは，オーヴェルニュにおけるイングランド軍の拠点であるロシェ・サンドワール攻囲に参加している。その後は，タションと同様に1382年にはローズベクの戦いに，1385年にはギュイエンヌ遠征に同行している。それに加えゴヴァンは，1384年にブルゴーニュ公フィリップを中心として行われたイングランドへの侵攻や，さらに1390年には，十字軍を掲げて行われたアフリカ遠征にも参加するなど数々の軍事遠征に参加している(42)。その過程で彼は平騎士から騎士へと昇格し，さらに1406年には顧問官へと就任するのである(43)。

彼らのように，平騎士の身分から顧問官職へと成り上がったものもいれば，宮内職から軍事遠征の参加を経て顧問官職へと昇進したものもいる。ルノー・ド・ロワ Regnaud de Roye は1384年において侍従 chambellan の職に就いていた(44)。その後，1385年のギュイエンヌ遠征を経験した後(45)，1386年顧問官に就任している(46)。さらに彼は1389年に，公からクレルモン伯領内にあるミリィーのシャテルニーが与えられ，1392年にはそれを世襲のものとする令状を受け取っている(47)。つまり，彼は軍事遠征の参加から，顧問官への昇進だけでなく，封土をも得ることになったのである。

また，ブラン・ルー Blain Loup は，元帥として1382年のローズベクの戦いから，1390年のアフリカ遠征まで，数々の軍事遠征に参加し(48)，1396年には顧問官に就任する(49)。さらに彼は，1398年からはブルボネ・バイイの職も兼任しており，シャテルニーからの上訴を処理する裁判官としての役割や，ブルゴーニュ公領との境界線における争いの交渉などの役割も果たしていた(50)。

以上から，1380年以降におけるルイ2世の軍事遠征への同行は，顧問官就任への一手段であったと考えられる。というのも，第一章で確認したように，顧問官の人事には公に対する忠誠心や親近性が基準とされており，軍事遠征の参加はルイ2世とのそれを深める，一つの場所であったからである。すると，彼らの軍事遠征への参加は，ルイ2世に対する封建義務からくる軍事奉仕ではなく，官職を求めた貴族層からの積極的な動向，すなわち，背後にある顧問官就任を考慮に入れた一つの“就職活動”であったと考えられる。そして，官職取得を求める動向が，軍事遠征参加者という一つの枠組みを創り出し，ルイ2世はその中から恣意的な判断によって顧問官を選出していたのである。以上を考慮すると，「ブルボン国家」の人事において，ルイ2世は人材を引きつける，いわば求心点であったといえる。

第三章　王国の人事とルイ2世の地位

ルイ2世を中心として集まった「ブルボン国家」内の貴族や非貴族の中には，王国での人事権

表 2 「ブルボン国家」出身者の王国での役職

	ブルボン公領出身者	「ブルボン国家」での経歴	1389	1390	1392	1391	1397	1398	1399	1400	1401	1403	1404	1405	1408	1409	1410
1	Jean de Châteaumorand	表 1 1409：ヴィシーに同伴	・顧問官 ・侍従							「愛の宮廷」							・リヨンセネシャル ・マコンバイイ
2	Guillaume de Montrevel (dit l'Hermite de la Faye)	表 1	侍従	ボーケールセネシャルの代行官				ドーフィネの総督		「愛の宮廷」		ボーケールセネシャル		ニームの城主			ボーケールセネシャル
3	Guichard d'Urfe	1408：ルイ 2 世の顧問官 1409：ヴィシーに同伴			ケルシーセネシャル												
4	Jean de Meingre (dit Boucicaut)	1382：ローズベクの戦い 1385：ギュイエンヌ遠征 1390：アフリカ遠征				元帥				「愛の宮廷」	ジェンヌの総督						
5	Jean de Rieux	1373：ブルボン公の宮廷に参入					元帥			「愛の宮廷」							
6	Guillaume Foucault (dit le Borgne)	1370：ベルペルシェ解放 ブルボン家中の平騎士							・国王金庫の管理者 ・国庫の管理者	・「愛の宮廷」 ・国王の近侍							
7	Jean de Bonnebaut	表 1							ルエルグセネシャル	国王の侍従							
8	Guichard Dauphin	表 1 1409：ヴィシーに同伴								「愛の宮廷」					・顧問官 ・侍従	王家大番頭	
9	Pierre de Nourry	1360：ルイ 2 世の顧問官 1374：ブルボン公総代行官								・「愛の宮廷」 ・顧問官							
10	Louis Aycelin de Montaigut	Montaigut 家								「愛の宮廷」							侍従
11	Robert de Chalus	表 1										カルカソンヌセネシャル	侍従				

Bozzolo, Carla et Loyau, Hélène, La cour amoureuse dite de Charles VI, Paris, 1982–1992, Demurger, Alain,《Guerre civile et changements du personnel administratif dans le royaume de France de 1400 à 1418 ; l'exemple des baillis et sénéchaux》, Francia, N°6, 1978, pp. 151–298 より発表者作成

を握るルイ2世を通じて王国の官職へと就任するものもいる。その一部と，彼らが王国内で就任する官職を表したものが表2である。11名の人物があげられるのであるが，彼らの官職就任の過程にはルイ2世の様々な意図が含まれている。例えばバイイ・セネシャル職における人事では，彼のオーヴェルニュ確保への意図を明確に垣間見ることができる。

オルレアン派とブルゴーニュ派が大半のバイイ・セネシャル職を占有する中で，ルイ2世はオーヴェルニュの南に位置する，ケルシーセネシャルとルエルグセネシャル管区を確保していた。両セネシャル管区は，オーヴェルニュへと支配圏の拡大を目指すルイ2世にとって，押さえておきたい要所であった。そこに，彼は自らの忠臣を配備する。

まず，ルエルグセネシャルにはジャン・ド・ボネボー Jean de Bonnebaut が1399年から1411年まで就任している(51)。彼は，1374年のオーヴェルニュ遠征や，1385年のイングランド侵攻で活躍しており(52)，後にはルイ2世の顧問官にも就任している(53)。さらに1409年ルイ2世が4名の付添い人を引き連れて，ヴィシーで隠遁生活をおくるのであるが，その一人としてボネボーは彼に同伴している(54)。このことからもボネボーは，ルイ2世とは非常に近しい関係にあったと考えられる。

次に，ケルシーセネシャルにはギシャール・ドゥルフ Guichard d'Urfe が1392年から1409年まで就任している(55)。彼は，ルイ2世の軍事遠征に参加した経歴はないのであるが，1408年にはルイ2世の顧問官に就任し(56)，さらに1409年にはヴィシーの同伴を務めている(57)。

バイイ・セネシャル職の役割は，デュミュルジェによると，管区内における軍隊の招集や，管区の防衛といった軍事の役割と，中央との連絡役，あるいは地方の監視など政治的な役割も担っていた(58)。すなわち，ルイ2世は彼ら通してこの管区をコントロールし，オーヴェルニュ支配の確立と，さらには支配圏の拡大を目論んでいたのである。

以上の地方官職に加え，ルイ2世はさらに，中央の官職にもいくらかの人員を送り込んでいる。その一人としてあげられるのがギシャール・ドーファン Guichard Dauphin である。彼は，軍事面においてルイ2世とともに多くの遠征に参加し(59)，行政面では顧問官として活躍した人物である(60)。「ブルボン国家」内での活躍の後に，彼は1408年に国王の顧問官 conseillers de roi へ就任し，さらに1409年には，王家の家政を預かる実務官僚のポストであり，王家役人全員の職務を監視し，出納をコントロールする，王家大番頭 Grand-maître de l'Hotel du roi に就任する(61)。

ピエール・ド・ヌリ Pierre de Nourry は，ルイ2世不在時に，代行官 lieutenant général du duc を務め，「ブルボン国家」形成の土台となるムーランの会計検査院創設の指揮をとるなど，内政に関してあらゆる面で活躍した人物である(62)。彼もまた，ドーファンと同様に1400年に王国顧問官に就任している(63)。

ギョーム・ド・フーコー Guillaume de Foucault はブルボン家の侍従であった(64)。彼は1370年にルイ2世が行ったベルペルシェ解放の戦闘に参加している。これは，ルイ2世の姉であり，シャルル5世の妻でもあるジャンヌが，ベルペルシェでイングランド軍に包囲されているのを救出するために行ったものであった(65)。その後1399年からは王国金庫 coffre du roi と国庫 épargne の管理者となっている(66)。

さらに，ルイ2世は宮内職，あるいは軍事職にもコネクションを持つ。例えばロベール・ド・シャルー Robert de Chalus は，ローズベクの戦いや，ギュイエンヌ遠征などの軍事遠征に参加し[67]，1400年にはルイ2世の顧問官へ就任した人物である[68]。その後，1403年からはカルカソンヌのセネシャルに就任し，翌年の1404年には王国の侍従となっている[69]。

ギョーム・ド・モントラヴェル Guillaume de Montrevel もシャルーと同様，オーヴェルニュ遠征に始まり1385年のギュイエンヌ遠征まで，数々の軍事遠征を経験した後[70]，1395年にはルイ2世の顧問官に就任している[71]。そして，1389年には王国の顧問官兼，侍従となり，さらにボーケールのセネシャルやニームの城主にも就任している[72]。その他，1373年からブルボン公領宮廷のメンバーであったジャン・ド・ルー Jean de Rieux は，1397年から1411年の間にフランス王国の元帥 maréchal de France に就任している[73]。

また，宮廷の一機関である「愛の宮廷」la cour amoureuse に焦点を当ててみると，ルイ2世はこの機関にいくらかの人員を送り込む。この機関に関して，ヨハン・ホイジンガは，謙譲と誠実の徳を本に，ルイ2世とブルゴーニュ公フィリップが協同で創設した文学サロンであり，所属する人間は宮廷全官職の模範であったとしている[74]。すなわち，あまり実用性はないが，王国内における社会的な地位は高かったといえる。

そこに所属するものとして，まずあげられるのがジャン・ド・シャトーモラン Jean de Château-morand である。彼は1366年にブルボン公領内に支配図を獲得していたイングランド軍を攻撃する際に創設された「黄金の盾騎士団」ordre de Écu d'or の一員となって以来，ルイ2世が行った数々の軍事遠征に参加し，その中でイングランド軍との交渉人としても活躍していた[75]。その後，1395年にはルイ2世の顧問官にも任命され，行政面においても活躍するようになる[76]。さらに1409年には，ルイ2世のヴィシーにおける隠遁生活にも同伴している[77]。このように，常にルイ2世とともに行動していたシャトーモランは，1400年の，「愛の宮廷」創設とともにこの職へ就任する[78]。また，「愛の宮廷」には他にも，先述のドーファンやヌリ，フーコーなども名を連ねる[79]。

以上のように，ルイ2世は，自らのコネクションを生かし，王国中央の官職へ「ブルボン国家」内のものを送り込むのである。これらの人々は，軍事遠征の記録や，行政や財政への関与，さらにはルイ2世との生活面における関係から，彼と親近性の高い忠臣たちであった。

さらに，これらの人事におけるルイ2世の意図としては，もちろん，彼の忠臣を通した国政への介入という側面もあるだろう。そのために，顧問官や，王家大番頭といった行政や財政の要職に人材を送り込んでいる。しかし，ルイ2世にとって王国官職における人事権の掌握は，政治的なものだけではなかった。それは，「ブルボン国家」内の人々を惹きつける求心力の源に関わる。

王国内における官職の取得は，「ブルボン国家」内の貴族や非貴族にとって，給与といった経済的側面や，地位の上昇といった社会的側面においても，非常に魅力的なものであり，さらなる昇進の場所であった。金銭面において，マッテオーニは，「ブルボン国家」内の会計役人の給与と，他の領邦やフランス王国における同職のそれとの比較から，その少なさを強調し，またその

理由として彼はブルボン公領自体の貧しさを述べている(80)。つまり，経済的な魅力に欠けるルイ2世にとって，彼らを惹きつける最大の魅力は，この王国とのコネクションにあったと考えられるであろう。そのため，ルイ2世は，ブルゴーニュ公フィリップとともに，実用性の少ない「愛の宮廷」を創設し，「ブルボン国家」内の人々に対する昇進の道を切り開いたのである。つまり，ルイ2世が行った王国人事への介入は，政治的な意図とともに，「ブルボン国家」内における貴族や非貴族の状況を踏まえたものでもあった。

以上から，「ブルボン国家」と王国は，ルイ2世というパイプによって繋がっており，そこには一つの昇進の道と，人の流れが作られていたといえる。また，その人の流れにはルイ2世の政治的な意図が含まれているとともに，流れを生み出す王国官職へのコネクションは彼の持つ求心力の源であった。すると，ルイ2世にとって国政と人事に携わることができる，王国でも最上の身分であり続けることは必要不可欠であり，彼自身がこの王国における身分に執着していたととらえることができるであろう。つまり，ルイ2世の王国における身分への依存が，彼自身と王国とを繋ぐ一つの紐帯であり，さらにはこのルイ2世の王国における身分が「ブルボン国家」を王国へと結びつけていたのである。

おわりに

「ブルボン国家」内で統治組織が整備されることによって，フランス王国内には地方のレベルから王国のレベルまで，徐々に官職の網の目が張り巡らされ，ひとつの昇進の道が築かれる。このような官僚制に向かう制度面の充実に対して，内実は，人事において個人的な繋がりが重視されることからも分かるように，家産的な部分を多く残す，いわば混沌とした状態であった。マックス・ヴェーバー Max Weber はこの状況を，身分制国家から官僚制の普及に向かう過程で起こる，「家産制の復興」と述べ，また家産制はフランス革命に至るまで支配的な形態として維持されると述べている(81)。つまり，人事の側面において，ルイ2世を中心とした人的ネットワークが形成されるとするこの事例は，ヴェーバーの提示する社会の変化を具に表している。また，ルイ2世がこのようなネットワークを築き上げるシャルル6世治世は，これから拡大していく家産制の初段であったといえるであろう。

また，以上のような時代背景の中で，人々は様々なレベルにおいて，徐々に官職をもとにした身分に執着するようになる。例えばルイ2世は，「ブルボン国家」内の人々を統率し，宗主としての立場にあり続けるため，国政や王国の人事において自らの意図を反映させることのできる身分を必要としていた。また「ブルボン国家」内にいる人々においても，官職をもとにした身分が必要となりつつあった。まず経済的に衰退の過程にある旧貴族層においては，官職の取得による有給役人としての身分の確保は，財政的な安定と充実をもたらす。そこで彼らは，身体の危険を冒してまで軍事遠征に参加し，活躍することでルイ2世との親近性を深め，「ブルボン国家」内での顧問官や元帥といった官職への任命，さらには王国内における官職への昇進を待つのである。また非貴族層においての官職取得は，貴族身分の取得にも繋がり，その結果，免税などの特

権をも得ることができる。

「ブルボン国家」内の人々における身分への依存，そしてルイ2世の王国におけるそれ，地方史研究から多中心的な中世後期のフランス像が導き出される現在の研究状況のなかで，「ブルボン国家」の事例は，人々が地方から王国へ向かう一つの動向を指し示している。さらに，中世後期フランスを「近代国家の形成」という上からの視点で捉える傾向に対しては，地方から国家を求める下からの動きをもあらわしているともいえるであろう。

このように，ブルボン公ルイ2世の事例からは，シャルル6世治世における社会の変遷と，国家形成に対する地方からの動向を読み取ることができる。しかし，「ブルボン国家」は，経済的に貧弱であり，王国に対する依存が比較的大きい「諸侯国家」である。つまり，「ブルゴーニュ国家」や，「ブルターニュ国家」では経済や社会など，あらゆる側面において「ブルボン国家」とは異なり，その関係もまた千差万別である。シャルル6世治世，ひいては中世後期フランスの国制を解明するには，その多様な関係を一つ一つ解きほぐしていく必要がある。今後の課題としたい。

注

(1) 血統親王としては，シャルル5世の弟であるアンジュー公ルイ Louis d'Anjou，ベリー公ジャン Jean de Berry，ブルゴーニュ公フィリップ Philippe de Bourgogne，とシャルル5世の従兄弟であり，王妃ジャンヌ・ド・ブルボン Janne de Bourbon の弟であるブルボン公ルイ2世 Louis II, duc de Bourbon があげられる。

(2) シャルル6世治世に関しては，フランソワ―ズ・オトランが書いたシャルル6世の伝記を参照。Françoise Autrand, *Charles VI,* Paris, 1986.

(3) シャルル6世治世の一般的な評価として，堀越孝一氏の文章を引用しよう。「大方の歴史家は嘆息するのである，もしもシャルル5世が長命を保ったならば，これら顧問官団（マルムーゼ marmuse）の王政管理が順調に保証されていたなら，フランス王国は，そののち半世紀におよぶ混迷の状況を迎えることなくすんだろうに，と」堀越孝一『ジャンヌ＝ダルクの百年戦争』清水新書，1984年，56頁。

(4) Françoise Autrand,《Le règne de Charles VI : un mauvais souvenir?》, dans F. Autrand, C. Gauvard et J.-M. Moeglin（éd.）, *Saint-Denis et la royauté,* Sorbonne, 1999, pp. 13–22.

(5) *Ibid.*

(6) Edouard Perroy,《Feudalism or principalities in fifteenth century France》, *Bullutin of the Institute of Historical Reseach,* No. 20, 1943–1945, pp. 181–185.

(7) ルグは支配圏の拡大と，公領内における統治機関の整備を，「諸侯国家」と定義する主な指標としている。André Leguai,《Les〈Etats〉princiers en France à la fin du moyen âge》, *Annali della fondazione italiana per la storia amministrativa,* N°4, 1967（以下 Leguai,《Les〈Etats〉princiers》と略す），pp. 133–157.

(8) 「ブルゴーニュ国家」に関しては Bertrand Schnerb, *L'Etat Bourguignon,* Paris, 1999,「ブルターニュ国家」に関しては Jean Kerhervé, *L'Etat breton aux XIV^e^ et XV^e^ siècles : les ducs, l'argent et les hommes,* Paris, 1987 などを参照。

(9) Perroy, *op. cit.,* pp. 183–184.

(10) André Leguai,《Royauté et principautés en France aux XIV^e^ et XV^e^ siècles : l'évolution de leurs rapports au cour de la guerre de Cent Ans》, *Le moyen âge,* 5 série, N°102, 1995, pp. 121–135.

(11) ジャン・ケレルヴェや堀越宏一氏もこの財政的な側面を強調する。Jean Kerhervé, *Histoire de la France : la naissance de l'État moderene 1180–1492,* Paris, 1998, pp. 141–147, 堀越宏一「14・15世紀

フランスにおける諸侯領，または地域郷土伝統の誕生」《Horikoshi, Koïchi, Les principautés en France aux XIVe et XVe siècles ou la naissance du régionalisme》『白山史学』第34号，1998年，73–88頁。

(12) André Leguai, *Les ducs de Bourbon pendant la crise monarchique du XV^e siècle : contribution à l'étude des apanages,* Paris, 1962（以下 Leguai, *Les ducs de Bourbon pendant la crise monarchique* と略す）．その他の研究文献としいては André Leguai,《Un aspect de la formation des Etats princiers en France à la fin du moyen âge : les réformes administratives de Louis II, duc de Bourbon》, *Le moyen âge,* N°70, 1964（以下 Leguai,《Un aspect de la formation》と略す），pp. 49–72 が挙げられる。

(13) オフィシエに関しては Olivier Mattéoni, *Servir le prince : les officiers des ducs de Bourbon à la fin du moyen âge,* 1356–1523, Paris, 1998（以下 Mattéoni, *Servir le prince* と略す），顧問官に関かんしては Olivier Mattéoni,《Entre fidélité et competence : les conseillers du duc Louis II de Bourbon（1356–1410）》, in R. Stein ed., *Powerbrokers in the late middle ages, Les courtiers du pouvoir au bas moyen-âge,* Turnhout, 2001（以下 Mattéoni,《Entre fidélité et competence》と略す），pp. 177–198. その他の研究文献としては，ブルボン公領内の会計検査院に関する Olivier Mattéoni,《Les chambres des comptes de Moulins, Montbrison et Villefranche-en-Beaujolais à la fin du moyen âge》, dans P. Contamine et O. Mattéoni (éd.), *Les chambres des comptes en France aux XIV^e et XV^e siecles,* Paris, 1998, pp. 43–89 や，年代記に描かれるルイ2世像をマッテオーニがまとめた Olivier Mattéoni,《L'image du duc Louis II de Bourbon dans la littérature du temps de Charles VI》, dans F. Autrand, C. Gauvard et J.-M. Moeglin（éd.），*Saint-Denis et la royauté,* Paris, 1999, pp. 145–156 などが挙げられる。

(14) Leguai,《Un aspect de la formation》, p. 71.

(15) Leguai,《Les〈Etats〉princiers》, p. 153.

(16) Alain Demurger,《Guerre civile et changements du personnel administratif dans le royaume de France de 1400 à 1418 : l'exemple des baillis et sénéchaux》, *Francia,* N°6, 1978, pp. 151–298.

(17) Mattéoni, *Servir le prince,* pp. 75–84.

(18) 王国の司法体系では，まず城主支配圏で裁判が行われ，その上訴はバイイ・セネシャル管区の裁判所に送られる。さらに，バイイ・セネシャルからの上訴はパリの高等法院 parlement に送られる。しかし，フランス同輩の地位を得たブルボン公領からの上訴は，第二段階であるバイイ・セネシャル管区での裁判をとばし，直接パリの高等法院へと送られる。佐藤猛「十四・十五世紀フランスの諸侯における上訴法廷の創設」『西洋史論集〈北海道大学〉』第4号，2001年，43–64頁。

(19) Mattéoni, *Servir le prince,* pp. 216–242.

(20) Leguai,《Un aspect de la formation》, p. 51.

(21) Mattéoni, *Servir le prince,* pp. 107–119.

(22) *Ibid.,* pp. 247–257.

(23) *Ibid.,* pp. 258–268.

(24) Mattéoni, *Servir le prince,* pp. 301–310.

(25) *Ibid.,* pp. 310–322.

(26) アパナージュは親王領と訳されるように，国王が封建関係に基づき自らの兄弟に対して世襲可能なものとして，財と所領を授封するものである。Françoise Autrand, *Jean de Berry,* Paris, 2000, pp. 342–346.

(27) Leguai, *Les ducs de Bourbon pendant la crise monarchique,* pp. 34–39.

(28) L. Douet-d'Arcq, *Coix de piéces inédites : relatives au régne de Charles VI, t. I,* Paris, 1886, pp. 173–178.

(29) Mattéoni,《Entre fidélité et competence》, pp. 192–194.

(30) Mattéoni,《Entre fidélité et competence》.

(31) Mattéoni, *Servir le prince*, pp. 369–297.

(32) Philippe Contamine, *La noblesse au royaume de France de Philippe le Bel à Louis XII,* Paris, 1998, pp. 61–65.

(33) *Ibid.,* pp. 65–75. マリー＝テレーズ・キャロンもまた，貴族の多様性に関して述べている。Marie-Thérèse

Caron, *Noblesse et pouvoir royal en France, XIII^e-XVI^e siècle,* Paris, 1994, pp. 155–161.

(34) Mattéoni,《Entre fidélité et competence》, pp. 192–194.

(35) A.-M.Chazaud, *La chronique du bon duc Loys de Bourbon, Paris,* 1876.

(36) マッテオーニは年代記に加え，証書類を参考に顧問官を数え上げている。Mattéoni,《Entre fidélité et competence》, pp. 180, 182.

(37) Chazaud, *op. cit.,* p. 3–21.

(38) *Ibid.,* p. 139.

(39) Leguai,《Un aspect de la formation》, p. 71.

(40) Chazaud, *op. cit.,* p. 145.

(41) Mattéoni,《Entre fidélité et competence》, pp. 180, 182.

(42) Chazaud, *op. cit.,* pp. 102, 145, 170, 172, 185, 231.

(43) Mattéoni,《Entre fidélité et competence》, pp. 180, 182.

(44) M. Huillard-Bréholles, *Titres de la maison ducal de la Bourbon, t. II,* Paris, 1867–1882, p. 11.

(45) Chazaud, *op. cit.,* pp. 144, 151, 153, 154.

(46) Mattéoni,《Entre fidélité et competence》, pp. 180, 182.

(47) Huillard-Bréholles, *op. cit.,* pp. 36, 52.

(48) Chazaud, *op. cit.,* pp. 138, 139, 145, 146, 151, 154, 170, 172, 185, 231.

(49) Mattéoni,《Entre fidélité et competence》, pp. 180, 182.

(50) Huillard-Bréholles, *op. cit.,* pp. 90, 93.

(51) Demurger, *op. cit.,* p. 235.

(52) Chazaud, *op. cit.,* pp. 102, 185.

(53) Mattéoni,《Entre fidélité et competence》, pp. 180, 182.

(54) Chazaud, *op. cit.,* pp. 292–293.

(55) Demurger, *op. cit.,* p. 295.

(56) Mattéoni,《Entre fidélité et competence》, pp. 180, 182.

(57) Chazaud, *op. cit.,* p. 293.

(58) Demurger, *op. cit.,* pp. 198–202.

(59) Chazaud, *op. cit.,* pp. 9, 20, 76, 107, 119, 185.

(60) Mattéoni,《Entre fidélité et competence》, pp. 180, 182.

(61) Carla Bozzolo et Hélène Loyau, *La cour amoureuse dite de Charles VI,* Paris, 1982–1992, p. 135.

(62) Chazaud, *op. cit.,* 160–162, 277–280.

(63) Bozzolo et Loyau, *op. cit.,* p. 139.

(64) *Ibid.,* p. 65.

(65) Chazaud, *op. cit.,* p. 85.

(66) Bozzolo et Loyau, *op. cit.,* p. 65.

(67) Chazaud, *op. cit.,* pp. 144, 151, 170, 172.

(68) Mattéoni,《Entre fidélité et competence》, pp. 180, 182.

(69) Demurger, *op. cit.,* pp. 241.

(70) Chazaud, *op. cit.,* pp. 64, 145, 148, 151, 172, 185.

(71) Mattéoni,《Entre fidélité et competence》, pp. 180, 182.

(72) Bozzolo et Loyau, *op. cit.,* p. 111.

(73) *Ibid.,* p. 143.

(74) ヨハン・ホイジンガ著，堀越孝一訳『中世の秋 I』中央公論新書，2001 年，287–288 頁。

(75) Chazaud, *op. cit.,* pp. 33, 51, 95, 110, 116, 128, 137, 139, 145, 148, 151, 170, 172, 185, 231.

(76) Mattéoni,《Entre fidélité et competence》, pp. 180, 182.

(77) Chazaud, *op. cit.,* pp. 292–293.

(78) Bozzolo et Loyau, *op. cit.,* p. 137.

(79) *Ibid.,* pp. 65, 111, 135, 139.

(80) Mattéoni, *Servir le prince*, p. 396.

(81) マックス・ヴェーバー著，世良晃志郎訳，『支配の社会学　II』，創文社，2001 年，348–349 頁。

（関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程）